

苫小牧市耐震改修促進計画(案)に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 平成 28 年 12 月 22 日 ～ 平成 29 年 1 月 20 日 （30 日間）

意見提出人数 1 人

提出意見件数（項目） 1 件 （1 項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	<p>(<u>原文</u>・整理要約 有・<u>無</u>)</p> <p>耐震化の状況が分かっている建築物については、特に多数が利用する建築物について、具体的な物件を指定して、直接的に行政指導を行って促進し、かつ改修補助をすべきである。</p> <p>提示もせずに計画程度で行ってもらおうというのは無理がある。</p> <p>市有建築物については、予算化も含めた時期明示の計画を策定すべきである。</p> <p>住宅などでは、そもそも該当するという認識のない所有者・居住者がほとんどと思われる。広報などでの周知だけでなく、直接郵便にて該当しそうな住宅に（所有者・居住者双方に）確認を促進するものを配布しつつ、補助制度をPRすべきである。</p>	<p>多数の者が利用する民間建築物に対しては、建築物の定期報告制度を活用して指導・助言を行っていきます。</p> <p>なお、民間建築物に係る地震対策については、建築物の所有者等が自己の責任において、自らの建築物の安全性を確保することが原則であることをご理解ください。</p> <p>市有建築物については、所管部署がそれぞれの計画に基づいて耐震化を進めていきます。</p> <p>住宅所有者等への周知については、対象者が非常に多く難しいものでありますが、ご意見の通り対象者の耐震化への認識・意識の向上、また、耐震改修に要する費用の補助制度の周知は重要であると考えますので、全戸配布の広報や新聞等の周知回数を増やすなどで粘り強く実施してまいります。</p>	C

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。